



第3章

基本的な考え方

① 基本理念

山口県がめざす多文化共生社会の姿として、次のとおり基本理念を定めます。

日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、
共に地域を創る一員として活躍することで、
全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県

山口県では、県民誰もが、豊かさと幸福を感じながら、未来に希望を持って暮らせる「安心で希望と活力に満ちた山口県」をめざしています。

そのためには、様々な背景を持つ外国人を含む全ての県民が、豊かさをを感じながら安全に安心して暮らすことができる地域づくりが重要です。

加えて、人口減少・少子高齢化といった課題に直面する山口県においては、持続可能性を備えた活力ある地域づくりが求められています。そのためには、これからの山口県を共に創る一員として外国人県民が包摂され、日本人と外国人が共に活躍することができる、多様性に富んだ地域づくりに取り組む必要があります。

外国人県民は、共に地域を創る一員です。山口県に住む日本人と外国人が、お互いを尊重し、理解し、差別や偏見なく暮らし、活躍できる地域を創ることで、双方が、これからも山口県に暮らし続けたいと思えるような地域づくりを進めます。

② 基本方針と取組が必要な分野

基本理念を実現するため、3つの基本方針と、各基本方針の実現にあたり取組が必要な12分野を定めます。具体的な取組は、外国人県民にとって最も身近な自治体である市町や関係機関などの様々な主体と連携し推進します。

基本方針① 円滑なコミュニケーションができる地域づくり

日本人と外国人県民との円滑なコミュニケーションを促進するとともに、お互いを尊重し、相互理解を深めることで、地域社会の一員として共に生きていくことができる地域づくりを推進します。

【取組が必要な分野】

外国人県民が、生活状況やライフステージに応じて必要な日本語能力を身に付け、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、日本語教育を充実します。

また、多くの外国人が理解できる「やさしい日本語」の普及啓発とともに、広く県民に多文化共生の意識醸成を図ることで、コミュニケーションの円滑化や相互理解を深めます。

- ① 生活のために必要な日本語教育の充実
- ② 「やさしい日本語」の普及啓発
- ③ 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

基本方針② 誰もが豊かに安心して暮らし続けることができる地域づくり

外国人県民が生活やライフステージの様々な場面において困ることがないように、相談・支援体制を充実させ、誰もが豊かさを感じながら安全に安心して生活を続けることができる地域づくりを推進します。

【取組が必要な分野】

情報の多言語化や相談体制の充実、外国人県民がライフステージや自らの状況に応じた適切な行政サービスの享受ができる環境整備などに取り組みます。

- ④ 多言語による行政情報の提供
- ⑤ 相談体制の充実
- ⑥ 外国人県民が働きやすい就労環境の整備
- ⑦ 災害・防災に関する取組の充実
- ⑧ 外国人児童生徒等の教育機会の充実
- ⑨ 生活（医療・保健・子育て・福祉・住宅）に関する支援の充実

様々な背景を持つ外国人を含む全ての県民が社会に参画し、自らの持つ能力を最大限に発揮し、地域社会の一員として活躍することで、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進します。

【取組が必要な分野】

専門的・技術的分野（「技術・人文知識・国際業務」等）や特定技能などの外国人材、山口県を理解し専門性や日本語能力がある留学生などの受入れ・定着を図るとともに、全ての外国人県民が、日本人と共に活躍し、地域における交流や社会参画が進むよう、取組を促進します。

- ⑩ 外国人材の県内企業への定着の促進
- ⑪ 留学生等の県内企業への就職・定着の促進
- ⑫ 外国人県民の地域での交流・活躍の促進と社会参画

3 施策体系

基本理念

日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県

基本方針	取組が必要な分野	施策の方向性（第4章に記載）
円滑なコミュニケーションができる地域づくり	1 生活のために必要な日本語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語学習機会の提供 ○ 日本語教室を拠点とした交流機会の創出 ○ 日本語教育の総合的な体制づくりの推進
	2 「やさしい日本語」の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「やさしい日本語」の普及啓発 ○ 行政・関係機関が発信する情報のやさしい日本語化
	3 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生に関する啓発 ○ 多文化共生への理解を深める場の充実
誰もが豊かに安心して暮らし続けることができる地域づくり	4 多言語による行政情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の多言語化の充実と効果的な発信 ○ 行政窓口の多言語化 ○ 生活オリエンテーション等の実施
	5 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談センターの運営・周知 ○ 関係機関の連携強化
	6 外国人県民が働きやすい就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人材雇用企業に対する支援等 ○ 就労に関する相談体制の拡充 ○ 就労のための日本語学習支援の充実
	7 災害・防災に関する取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時からの防災知識の普及啓発 ○ 非常時における災害情報の確実な伝達 ○ 避難生活における円滑な意思疎通
	8 外国人児童生徒等の教育機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の充実に関する支援 ○ 入学・進学に関する支援 ○ 多文化共生の考え方に基づく教育の推進
日本人と外国人が共に活躍できる地域づくり	9 生活（医療・保健・子育て・福祉・住宅）に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心して医療・保健サービスが受けられる環境づくり ○ 安心して子育てができ福祉支援が受けられる環境づくり ○ 住宅の提供や入居に関する支援
	10 外国人材の県内企業への定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人材の受入れ体制整備 ○ 県内企業への定着支援
	11 留学生等の県内企業への就職・定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留学生の受入れ拡充 ○ 留学生の県内就職・定着支援
	12 外国人県民の地域での交流・活躍の促進と社会参画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域交流活動の促進 ○ 外国人県民の地域参画・社会参画支援 ○ 地域をけん引する外国人材の発掘や定着等

日本語教育の基本的な方針

本指針は、日本語教育の推進に関する法律において地方公共団体が定めるよう努めることと規定²³されている「日本語教育の基本的な方針」の内容も含みます。

当該方針の基本となる項目を次のとおり定めた上で、第4章で施策の方向性等の詳細を記載します。

1 日本語教育の推進の目的

日本語教育の推進は、外国人県民等²⁴が、日常生活や社会生活で困ることなく安心して日本人と共に暮らすことができる環境整備に資するとともに、県で暮らす日本人と外国人との交流や相互理解を深め、多文化共生による地域づくりを推進する上で重要な取組です。

日本語教育の推進により、本指針の基本理念「日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県」の実現を図ります。

2 取組の方向性

(1) 日本語教育の機会の充実

希望する外国人県民が、日常生活や社会生活（就学・就労など）において必要な日本語を身につけ安心して暮らすことができるよう、日本語学習機会の充実を図ります。

(2) 地域住民の参画促進

県で暮らす日本人と外国人が、共に地域を創る一員として活躍するためには、お互いを尊重し、相互理解を深める必要があるため、日本語教室を拠点とした対話・交流の機会の創出や、「やさしい日本語」の普及啓発など、地域住民の参画を促進する取組の充実を図ります。

(3) 総合的な体制づくりの構築

日本語教育が効果的かつ持続的に実施される体制づくりに向けて、日本語教育人材の養成、行政や関係機関のより一層の連携強化を図ります。

3 取組が必要な分野

(1) 地域における日本語教育の推進

※第4章「1 生活のために必要な日本語教育の充実」に詳細を記載

(2) 外国人等である労働者に対する日本語教育

※第4章「6 外国人県民が働きやすい就労環境の整備」に詳細を記載

(3) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

※第4章「8 外国人児童生徒等の教育機会の充実」に詳細を記載

(4) 外国人留学生に対する日本語教育

※第4章「11 留学生等の県内企業への就職・定着の促進」に詳細を記載

23 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)

(地方公共団体の基本的な方針) 第11条 「地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」

24 「外国人県民等」と表記しているのは、外国人に限らず、日本国籍であっても外国にルーツがあるなどの事情により日本語学習が必要な者を含むため。